



月刊 労働千葉

国鉄千葉労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (労働車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

98.8.12 No. 4831

全国大会を前に訴えます!

國労の仲間たちへ!

今こそ原点に還り、闘いの旗を高く掲げよう

闘いの原則を投げ捨ててはならない

今一度5・28判決の本質を見えよう

われわれは今一度、5・28判決「自民党3条件」の本質をはつきりと見えなければなりません。5・28判決は、政府・自民党の側から、「和解による解決」を拒否し、國労に全面的な屈服を迫り、國労を解体する方針を確定したことを意味しています。

政府・自民党は、二〇二億スト損倍訴訟取り下げ以降の様々な粉飾を全て削ぎ落として、力で全面降伏を迫るという原点に回帰したのです。またそのために、分割・民営化攻撃のときのように、政府、J.R.、J.R.総連、J.R.連合が総ぐるみで包囲網をつくり、一斉に國労に攻撃を仕掛けた構図がつくりだされています。

支配体制の側にも、革マル問題等の矛盾が存在していることも確かです。しかし、結局第一の敵はあくまでも國労だという腹を固め直したということです。戦後半世紀間、支配体制の側が、労働運動を骨抜きにし、解体するために、どれほどのエネルギー、どれだけの知恵と労力とカネを注ぎ込んできたのか、その歴史を正

しく教訓化しなければなりません。
情勢を見え、正確な判断を!

國鐵闘争は、個別の一争議ではありません。権力側にして見れば、國家の総力をあげて解体しなければいけないと判断した対象です。

逆に労働者の側から見れば、日本の労働運動の未来を左右するような戦略的位置をもつた闘いです。

しかも、12年間の驚異的な闘いを

貫き、確実に政府とJ.R.体制を搖るがし、追い込んでいるのです。

また情勢を見れば、本格的な大失業時代が始まり、憲法すら踏みにじつて、労基法を解体し、有事

立法がつくられようとしている時

代です。危機にたつ橋本政権は、唯一残された突破口として、弱肉強食の競争原理を解き放ち、それを貫徹するために、労働運動の根を止め、労働者から一切の権利と團結を奪いとつて、好きなときに雇い、好きなときに首を切る

ことができる支配構造をつくろうとしています。

だからこそ、司法権力は、労組法と労働委員会制度の根幹を否定するに等しい反動判決を下したのです。ここを見える必要があり

ます。こうした主客の条件を考えた場合、敵の側が何を判断するかは明らかです。この点を見間違えてはならないということです。

5・28判決は「解決構造」などではない

しかし残念ながら、判決以降3カ月あまりが経つにもかかわらず、國労本部は、5・28判決「自民党3条件」を基本的に何ひとつ弾劾していません。

判決に対する位置づけは、「一勝一敗」「判決はJ.R.と清算事業団いずれかの責任で解決すべきことを示したもの」「判決以降も政治解決の流れは変わっていない」「判決を機に解決の流れをつくる」「判決は、現段階における権力側の本件全面解決に向けた総意としてされたもの」「判決は解決水準の枠組みを示したもの」……といふものです。5・28判決を怒りを込めて弾劾するのではなく、言わば、5・28判決で政治解決への構造ができたかのように主張しているのです。

問題は、一体なぜこのような議論がでてくるのかということです。一切の事態を「政治解決・和解路線」という自説に都合のいいよ

にこじつけたための議論だと言わざるを得ません。仮にこれが「政治解決の構造」だというであれば、それは、國労の無条件降伏、一〇四七名の切り捨てと引き換えに、涙金くらいはだしてやろうという程度の「解決構造」でしかないことは明らかです。

闘争団切り捨て? 連合への合流?

また、「自民党3条件」についても、労働組合にとっては、無条件降伏を迫られたに等しい屈辱的な条件をつけられているにもかかわらず、全く弾劾していません。第63回大会の方針案(第一次草案)でも、ひと言「判断できないと回答した」と述べるだけで、むしろこの流れを肯定的に評価してしまつている状態です。

それどころか、東日本エリアでは、現場の組合員の全く知らないところで、全國組織としての國労をエリア毎に解体し、J.R.連合との組織統一を行うことを視野に入れて、「全國大会前に共同声明を出す」「國労、鉄産労相互の運動方針に銘記する」「東日本とな間で、不当労働行為事件を整理し」「正常化宣言」を行う等、鉄産労やグリーンユニオンへの話し合いの申し入れを行うことまで議論されるに至っているというのです。言わば、「自民党3条件」を弾劾するどころか、むしろ具体的にクリアしようとしているということです。國労の一部役員の手で、國労の連合化と変質、一〇四七名闘争の切り捨てが画策されようとしているとしか考えられません。

国労大会を巡り、国鉄闘争は、今重大な岐路にたとうとしています。今こそ、原点に還つた闘いの路線と方針を再確立しなければなりません。

徹底した討論を！

われわれは、この重大な攻防の局面にあたつて、国鉄闘争の勝利のために、全組合員をあげた議論をまきおこす必要があると考えます。12年間、ここまで政府とJR体制を追いつめながらなぜこのような事態に直面してしまったのか。やはり、8・30申し入れ路線、自民党に依拠した政治決着路線から生まれた一切の問題が問われざるを得ません。

JRの責任を糾し、国家的不当労働行為を弾劾する闘いである以上、いかにすれば三万名の組合員の底力を引きだし、JR内での力関係を逆転していくことができるのか、どうすれば政府を窮地に立たせるような、全国の労働者の怒りの声を糾合した闘いを展開することができるのか、という課題こそが問われなければならぬはずです。

原点が忘れ去られようとしている！

しかし、肝心の闘争方針をぬきにして、「はじめに和解・政治決着ありき」という問題のたて方が延々と繰り返されてきた結果、一〇四七名の解雇撤回闘争は、闘いではなくて嘆願運動に変質し、さらに、「われわれは何のために闘つてきたのか」という原点そのも

のが後景におしやられ、忘れざります。そしてついには、全てが逆さまになり、一〇四七名の闘争団や、国労が掲げつけた階級的労働運動の基本理念がお荷物になり、邪魔になつて、「統一と団結のために」とか「多數派形成のために」といお題目の下にその投げ捨てが始まる、

国労執行部は、今こうした道を歩み始めてしまつたのではないかと危惧せざるを得ません。

今こそ労働運動の

原点の再確認を！

労働運動は、闘うべきときにその決断を回避すれば、自分を嘆願者の地位に落としめるしかなくなるもので、一步一歩後退を余儀なくされ、どのような攻撃も受け入れるしかなくなり、ついにはその理念や原則まで引き降ろすしかなくなります。労働者の団結した力以外に、何か他の方法で活路が見いだせるのではないか、といふ発想に陥つたときも同じです。

労働者と資本の関係は、非和解的、だということを絶対に曖昧にしてはなりません。国鉄分割・民営化のような呵責ない攻撃がなぜ仕掛けられたのか、この原点をもう一度見えなければなりません。

判決弾劾の大運動を

今必要なことは、何よりも第一に、全国各地で、5・28判決弾劾の大運動をまき起こすことです。

多くの労働者が、「こんな判決がまかり通つたら、不当労働行為も首切りもやりたい放題だ」という危機感をもつて受けとめています。政府・裁判所は、全ての労働者を敵に回したのです。逆に言えば、5・28判決に対するわれわれの闘い如何によつて、国鉄闘争は、より普遍的な闘いとなる可能性をもつたということです。闘いの旗を低くし、政治決着路線に埋没してしまうようなことは、絶対にして

立つただひとつの基盤であり、勝利への可能性と展望だという、あたり前の原点・原則に還る必要があります。一〇四七名の闘いが今も継続し、これからも勝利の日まで闘うと決意していることの意味、そのすばらしさを今こそ認識し直さなければなりません。

しかも、JR体制は二進も三進もないかない危機に揺らいでおり、小淵政権にも全く余裕はありません。われわれの側には、分割・民営化の嵐をくぐりぬけ、その後も不屈に闘いつづけた一〇四七名の闘争団と組合員、全国の数十万の支援の労働者の力があります。負けるはずはありません。今問われているのは、闘いの指導部です。組合員が奮いたつような方針の提起が今ほど待ち望まれているときはありません。

確固とした方針を

今問われている第三の課題は、確固とした、これから闘いの路線・方針を確立することです。

◎JR体制との闘いを

何よりも必要なことは、JR体制との闘いを全面的に強化することです。われわれの最大の強みは、JRの本体に三万名の組合員がいることです。激しい大合理化、安全や技術継承の崩壊にまで行き着いた分割・民営化政策の矛盾の噴出、革マルと結託した不当労働行為・組織破壊攻撃と対決し、ここに全組合員の團結力をぶつけるような闘いの方針が必要です。

第三に、われわれ自身が、闘う労働運動の新しい潮流を創りあげる、その先頭に立ちきる決意を固める必要があります。国鉄闘争は、そのような戦略的な位置をもつ闘いだということを自覚しよう。

大失業時代が到来し、街には怒りの声が満ち始めています。連合が決して労働者の味方ではないことは、ほとんどの労働者が見ぬいています。今必要なのは、自らが矢面にたつ決意です。小淵政権が何よりも恐れているのも国労がそのような決意を固めて闘いを呼かることです。そのような闘いのなかにこそ、一〇四七名闘争の勝利は実現されるはずです。

われわれに問われている第二の課題は、「自民党3条件」をきつぱりと拒否することです。政府が國労の味方になつたかのような幻想にとらわれて、それを前提に運動を組み立てたような過ちを再び繰り返すことはできません。

毅然とした抗議の意志を込めて8・30申し入れの撤回を通告し、内外に闘いの宣言を発することが求められています。われわれが「自民党3条件」をきつぱりと拒否したときに、小淵政権は闘いを演じ手段を何ひとつもつていません。「われわれは、国鉄労働者の誇りにかけても断固として拒否する」

—この鮮明な態度表明こそが、彼我の関係を逆転させ、闘いの戦列と團結を飛躍させ、勝利の展望をたぐり寄せる最大の核心点です。

◎長期闘争体制の再強化を 第二に、長期闘争体制を再構築することです。一日も早く勝利を手にするためにこそ、全組合員をあげた磐石の闘争体制を、もう一度つくりあげる必要があります。腹をすえた闘いの構えをつくり、本気になつて組織すれば、闘争団の生活と闘争を支える体制は、もつと強化できるはずです。

「3条件」断固拒否！

われわれに問われている第二の課題は、「自民党3条件」をきつぱりと拒否することです。政府が國労の味方になつたかのような幻想にとらわれて、それを前提に運動を組み立てたような過ちを再び繰り返すことはできません。

われわれに問われている第二の課題は、「自民党3条件」をきつぱりと拒否することです。政府が國労の味方になつたかのような幻想にとらわれて、それを前提に運動を組み立てたような過ちを再び繰り返すことはできません。

革命していく闘いに善組合員の力を結集し起らさせる必要があります。第二に、長期闘争体制を再構築することです。一日も早く勝利を手にするためにこそ、全組合員をあげた磐石の闘争体制を、もう一度つくりあげる必要があります。腹をすえた闘いの構えをつくり、本気になつて組織すれば、闘争団の生活と闘争を支える体制は、もつと強化できるはずです。

第三に、われわれ自身が、闘う労働運動の新しい潮流を創りあげる、その先頭に立ちきる決意を固める必要があります。国鉄闘争は、そのような戦略的な位置をもつ闘いだということを自覚しよう。

大失業時代が到来し、街には怒りの声が満ち始めています。連合が決して労働者の味方ではないことは、ほとんどの労働者が見ぬいています。今必要なのは、自らが矢面にたつ決意です。小淵政権が何よりも恐れているのも国労がそのような決意を固めて闘いを呼かることです。そのような闘いのなかにこそ、一〇四七名闘争の勝利は実現されるはずです。

われわれの原点であり、依つて立つただひとつの基盤であり、勝利への可能性と展望だという、あたり前の原点・原則に還る必要があります。一〇四七名の闘いが今も継続し、これからも勝利の日まで闘うと決意していることの意味、そのすばらしさを今こそ認識し直さなければなりません。

われわれに問われている第二の課題は、「自民党3条件」をきつぱりと拒否することです。政府が國労の味方になつたかのような幻想にとらわれて、それを前提に運動を組み立てたような過ちを再び繰り返すことはできません。